

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している人をいう。

「常住している人」については、『平成12年国勢調査の概要』の「調査の対象」を参照されたい。

年齢

年齢は、平成12年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成12年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚 - まだ結婚をしたことのない人

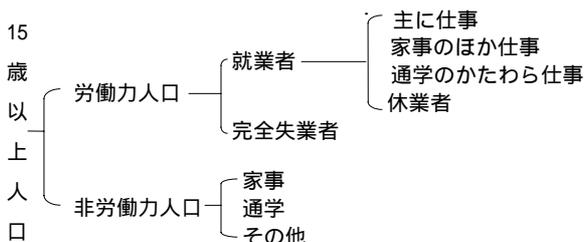
有配偶 - 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離別 - 妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15歳以上の者について、平成12年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してか

ら30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしている、そのかわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学している、そのかわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、

個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成 12 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 12 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、293 項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門水準において、科学的知識を応用し、技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 科学研究者、情報処理技術者、医師、看護師、保育士、弁護士、教員、宗教家、音楽家など。

B 管理的職業従事者

専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営、管理に従事するものをいう。

主な職業 - 議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など。

C 事務従事者

文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに運輸・通信に関する事務、集金などの外勤の事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 一般事務員、会計事務員、集金人、運輸事務員、速記者、タイピストなど。

D 販売従事者

有体的商品、不動産、有価証券などの売買、仲介、取次などの仕事、金融・保険の代理等の仕事、商品の売買、製造、サービス等に関する取引上の勧誘等の仕事など、販売・販売類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 卸売・小売・飲食店主、販売店員、不動産仲介人、保険外交員、自動車セールスマンなど。

E サービス職業従事者

個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 家政婦、ホームヘルパー、美容師、クリーニング師、調理人、スチュワーデス、アパート管

理人など。

F 保安職業従事者

国家の防衛、社会・個人・財産の保護、公共の秩序維持などの仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など。

G 農林漁業作業者

農作物の栽培、養蚕、家畜、家きん等の飼育の仕事、材木の育成、林産物の採取、鳥獣の捕獲の仕事、水産動植物の採捕・養殖の仕事及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 農業・材木業・林業・漁業作業者など。

H 運輸・通信従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機等の運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連する仕事に従事するものをいう。

主な職業 - 電車運転士、バス運転者、船長、航海士、航空機操縦士、無線通信員、郵便外務員、電話交換手など。

I 生産工程・労務作業者

原材料を加工し又は組立てる仕事、製造するための機械、装置の操作を行う仕事、建設機械、定置機関・機械の操作、保全の仕事、建設工事の仕事、発電、変電などにおける機械、装置の操作、保全の仕事、鉱物の試掘、採掘、採取、選別の仕事、坑道の掘進、保持、充てん等の仕事や、及び他に分類されない技能的作業、生産工程の仕事に従事するもの並びに運搬、清掃などの労務的作業に従事するものをいう。

主な職業 - 窯業・土石製品・金属材料・化学製品等製造作業者、食料品製造作業者、製糸・紡織作業者、印刷・製本作業者、建設作業者、採掘作業者、清掃員など。

J 分類不能の職業

主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものをいう。

また、職業（4 部門）の区分は、上記の大分類を次のように集約したものである。

農林漁業関係職業 = G

生産・運輸関係職業 = H + I

販売・サービス関係職業 = D + E + F

事務・技術・管理関係職業 = A + B + C

なお、平成 2 年国勢調査では、それまで 11 項目あった大分類のうち、「採掘作業者」と「技能工、生産工程作業者及び労務作業者」が「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」に統合され、大分類は 10 項目となった。さらに、平成 12 年国勢調査において、「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」が「生産工程・労務作

業者」に名称変更された。

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A **親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。
- B **非親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C **単独世帯** - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

高齢単身世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯 - 世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

その他の世帯 - 通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

（通勤・通学者以外の世帯員の構成）

高齢者のみ - 65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ - 65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ - 65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ - 65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ - 6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ - 6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

女性のみ - 6～64歳の女性のみ

その他 - 上記以外

【注意】

- 1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号は以下のとおりである。
 - (1) 「0.0」 単位未満
 - (2) 「-」 該当数値のないもの
 - (3) 「…」 不詳